

議案第30号

大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市公民館条例の一部を改正する条例

大田原市公民館条例（昭和45年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「2716番地5」を「4番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。